

三鷹市森のひろば（仮称） トータルコーディネート業務仕様書（案）

1 目的

本業務は、三鷹市森のひろば（仮称）（以下「ひろば」という。）の施設開設にあたり、施設コンセプト等に合致する統一感のある什器、物品及び創作を要する什器等（以下「什器等」という。）の選定及びデザイン設計並びにサインデザイン設計等を行う。

また、施設の開設及び運営に向けた什器等の調整を行う。

2 履行場所

三鷹市下連雀四丁目 20 番 6 号
三鷹市森のひろば（仮称）

3 履行期間

契約確定日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 ひろばの概要

(1) コンセプト

ひろばは、主な利用対象者を乳幼児親子から中高生世代までとし、子どもの居場所機能や、子どもや若者のさまざまな相談に対応するための「子ども・若者相談室（仮称）」を併設し、「子どもが主人公」となる子どものための遊びと学びの施設として開設する。

地域交流については公的な施設の役割として捉え、多目的スペースを活用しながら、子どもたちが様々な世代の市民と交流する機会を支援する。

また、開設後も継続的に子どもの声を聴きながら、子どもが主体的に遊び、のびのびと過ごすための環境整備に取り組む。

さらに、市が目指す「“百年の森” 構想」の一環として整備予定の「“子どもの森”」との連携を見据えたものとし、その先駆けとなる施設を目指す。

(2) 利用対象者

ア おおむね 18 歳未満の子どもとその保護者（未就学児は保護者同伴で利用する。）

イ 子ども・若者相談室については、18 歳以上の若者についても対象とし、内容に応じて関連機関等と連携し適切な支援につなぐ。

(3) 利用時間

午前 9 時から午後 7 時までとする。ただし、乳幼児親子及び小学生の利

用並びに庭の利用については午前9時から午後5時までとする。

(4) 運営方法

三鷹市森のひろば（仮称）管理運営業務プロポーザルにより選定された事業者（以下「管理運営事業者」という。）による委託

5 業務内容

(1) 什器等の選定等

ア ひろばに適した什器等の選定を行い、什器等リスト及び内訳付き見積書（以下「リスト等」という。）並びに納入予定レイアウト図を作成し、市に提出すること。

イ 施設のコンセプトを踏まえた創作什器等が必要な場合は、デザイン設計を行うこと。

ウ リスト等は、販売品と創作什器等の非売品に分けて作成すること。

エ 什器等の発注については、リスト等及びデザイン設計図に基づき別途市が行う。ただし、選定品については同等品とする場合がある。

オ リスト等の作成にあたり、各項目の見積もり上限額の内訳は次のとおりとする。

(ア) 什器等

9,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(イ) 創作什器

2,270,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

カ 選定については、市及び管理運営事業者と協議しながら、事業内容及び施設の特色を踏まえ行うこと。

キ 施設の開設に向けた準備期間及び開設後において、市及び管理運営事業者と協議しながら什器等の調整を行う。

なお、必要に応じて追加でリスト等及びデザイン設計図を作成すること。追加作成にあたり、見積もりの上限額は、上記オ（ア）とは別に市と協議を行い定める。

また、発注については上記エに準ずる。

(2) サインデザイン設計図

施設のコンセプトを踏まえたサインデザイン設計図を作成すること。

(3) 配慮すべき視点

ア 什器等の選定及びレイアウトについては、利用者が安全かつ快適に過ごせるとともに、車椅子での利用動線にも配慮する。

イ 利用者がくつろいで過ごすことができる空間を創出する。

ウ 中高生世代を含む子どもが自由に図書や玩具を使い、主体的に遊んだ

り学んだりすることができる環境とする。

エ 子どもの興味や関心、状況に応じて、遊びや学びの選択ができること。

(5) その他

受託者は、必要に応じて市と協議の上、業務を進めること。協議後は協議記録書を速やかに市に提出し承認を得ること。

6 納期

(1) リスト等及び納入予定レイアウト図

令和8年10月21日（水）

(2) デザイン設計図及びサインデザイン設計図

令和8年10月30日（金）

(3) その他

5（1）キの調整により必要となるリスト等及びデザイン設計図については、別に示す。

7 支払い

完了後、一括払いとする。

8 再委託

受託者は、本業務の一部について第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

9 疑義

本仕様書に規定するもののほか、受託者の業務内容等に疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により決定するものとする。

10 三鷹市環境方針に基づく環境配慮について

三鷹市は三鷹市環境マネジメントシステム「みたかE-Smart」に基づき、市が行う事業における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行している。

この取組は、受託者の協力が不可欠であり、業務の遂行に当たっては、三鷹市環境方針の趣旨を理解し、関係法令を順守し、ライフサイクルの視点を持って環境配慮及び環境保全に十分に配慮すること。

11 その他

- (1) 業務履行にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 業務に必要となる経費は、本仕様書に明記しないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、市から提示された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わない）及び知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 業務の確実な履行が得られないと市が判断する場合、受託者は市の求めに応じ、速やかに改善の措置をとること。
- (5) 本件業務における成果物の著作権及び著作権、所有権は市に帰属するものとする。